

令和 年 月 日

保護者 各位

蕪崎市立甘利小学校学校長

## 出席停止通知

学校保健安全法により、病気の悪化を防ぐため、また他の児童への感染を防ぐために出席停止を指示します。ご家庭においては医師と相談の上、適切に処置をとられますようお願いいたします。なお、この場合は欠席日数に入りません。

年 組 氏名 さん

理由

期間 医師の許可がおりるまで

医師が感染の予防上支障がないと認めたとき、下記の登校許可書に記入していただき、学級担任へ提出してください。

### 登校許可書

年 組 氏名

病名

出席停止期間 令和 年 月 日 ~ 月 日 まで

他の児童への感染の可能性がない状態であることを証明します。

医師名

印

# 学校保健安全法に基づく学校感染症一覧

平成24年4月1日改正

	感染症名	出席停止期間
第1種	エボラ出血熱	治癒するまで  (左記以外に、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第六条第七項から第九項までに規定する「新型インフルエンザ等感染症」、「指定感染症」及び「新感染症」は、第1種の感染症とみなす)
	クリミア・コンゴ出血熱	
	南米出血熱	
	痘そう	
	ペスト	
	マールブルグ病	
	ラッサ熱	
	急性灰白髄炎	
	ジフテリア	
	重症急性呼吸器症候群 (SARS)	
	鳥インフルエンザ (H5N1)	
第2種	インフルエンザ	発症した後五日を経過し、かつ、解熱した後二日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は五日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹 (はしか)	解熱後4日を経過するまで
	水痘 (水ぼうそう)	全ての発疹が痂皮化するまで
	風疹 (三日ばしか)	発疹が消失するまで
	流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後五日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	咽頭結膜熱 (プール熱)	主症状が消退した後3日を経過するまで
	結核	感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	感染のおそれがないと認めるまで
第3種	コレラ	感染のおそれがないと認めるまで  ※その他の感染症は、必要があれば第3種の感染症として措置をとることができる疾患
	細菌性赤痢	
	腸管出血性大腸菌感染症	
	腸チフス	
	パラチフス	
	流行性角結膜炎	
	急性出血性結膜炎	
	※その他の感染症 (溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病、伝染性紅斑、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ肺炎、流行性嘔吐下痢症など)	